中核的な機関として位置づけられている国民生活センターによ

◎独立行政法人国民生活センター法の

部を改正する法律

(平成二〇年五月二日法律第二七号)

提案理由(平成二〇年四月九日・衆議院内閣委員会)

きまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。 正する法律案及び消費者契約法等の一部を改正する法律案につ ○岸田国務大臣 独立行政法人国民生活センター法の一部を改

法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げ 初めに、独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する

め、消費者基本法においても苦情の処理のあっせん等における 手続のみで被害救済を図るには一定の限界があります。このた 者との間に情報の質及び量並びに交渉力において格差があるこ ゆる消費者紛争は増加基調にあり、またその内容も複雑多様化 しております。消費者紛争は、その当事者である消費者と事業 近年、消費生活に関して消費者と事業者との間に生じたいわ 一般には被害金額が少額であること等の事情から、訴訟

> 解決の促進を図っていくこととし、この法律案を提出した次第 る裁判外紛争解決手続を整備し、 であります。 次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申 消費者紛争の適正かつ迅速な

し上げます。 第一に、国民生活センターの目的及び業務に、 消費者紛争の

図ることを追加することとしております。

うち、その解決が全国的に重要である重要消費者紛争の解決を

第二に、重要消費者紛争の解決のための手続を実施するた

もしくは役務の取引に関する専門的な知識経験を有する者のう を置くものとしております。委員会の委員は、法律または商品

め、国民生活センターに、独立して職権を行う紛争解決委員会

ちから任命することとしております。

づき、和解の仲介または仲裁を行うものとし、あわせて、文書、 第三に、委員会は、当事者の双方または一方からの申請に基

定を整備することとしております。

物件の提出要求など、紛争解決手続を実施するために必要な規

中止についての規定を設けることとしております。 申請による時効の中断、和解仲介手続を行う場合の訴訟手続の 第四に、和解仲介手続の利用の特例として、和解仲介手続の

ます。 務履行の勧告等について必要な規定を整備するものとしており るのほか、結果の概要の公表、和解または仲裁判断に係る義

以上が、これら二法律案の提案理由及び概要であります。.....(略).....

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますよう以上が、これら二法律案の提案理由及び概要であります。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二〇年四月一五日)

お願い申し上げます。

ます。 ○中野清君 ただいま議題となりました両法律案につきまし

かんがみ、消費者紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国民は、近年における消費者紛争の増加、複雑化等の事情の変化に独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案まず、両法律案の概要について申し上げます。

うことができるようにするものであります。

......(略)......(略)

全国的に重要な消費者紛争について、和解の仲介及び仲裁を行

独立して職権を行う紛争解決委員会を置き、

生活センターに、

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律両案は、去る四月八日本委員会に付託され、翌九日岸田国務

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二○年四月一一日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべ

きである。

契約をめぐるトラブルが急増・多様化している現状にかんが国民生活センターの消費生活相談業務については、消費者

全国の消費生活センターをはじめ地方公共団体との連携強化るよう、窓口や相談員の確保など体制強化を図ること。また、み、これら消費者相談について的確・迅速な対応が可能とな

交渉力に格差があることを踏まえつつ、必要に応じて、消費センターの本来趣旨にかんがみ、消費者と事業者の情報力やたっては、消費者の利益の擁護・増進を図るという国民生活が争解決委員会の仲介委員・仲裁委員が職務を行うに当・情報共有に努めること。

六五

者のために積極的に後見的役割を果たすこと。

をはじめとした当事者にとって負担の少ない手続とするこ 和解仲介手続及び仲裁の手続の整備に当たっては、消費者

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律

三、参議院内閣委員長報告(平成二〇年四月二五日)

○岡田広君 ただいま議題となりました二法律案につきましす。

化にかんがみ、消費者紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、律案は、近年における消費者紛争の増加、複雑化等の事情の変まず、独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法

措置を講じようとするものであります。ついて和解の仲介及び仲裁を行うことができるようにする等の独立行政法人国民生活センターが全国的に重要な消費者紛争に

の体制強化、適格消費者団体による差止請求の対象拡大の効しと両法律案との関連性、ADR機能を担う国民生活センター委員会における主な質疑の内容は、消費者行政一元化の見通

対し質疑を行いました。

の待遇の改善等でありますが、その詳細は会議録によって御承果、消費生活センターへの国の支援の在り方と消費生活相談員

知願います。

た。 全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしまし全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしまし

に対して四項目から成る附帯決議を行いました。

律案に対して四項目、消費者契約法等の一部を改正する法律案

なお、独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法

以上、御報告申し上げます。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきで政府は、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきで

よる体制強化を図ること。とる体制強化を図ること。となり、相談員の増強、その専門性の向上、待遇の改善等にあ、これら消費者相談について的確・迅速な対応が可能となみ、これら消費者相談について的確・迅速な対応が可能とない、国民生活センターの消費生活相談業務については、消費者一、国民生活センターの消費生活相談業務については、消費者

たっては、消費者の利益の擁護・増進を図るという国民生活二、紛争解決委員会の仲介委員・仲裁委員が職務を行うに当

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律

大いの消費生活センターを始め地方公共団体を積極的に支援する力に格差があることを踏まえつつ、必要に応じて、消費者のために積極的に後見的役割を果たすこと。こと。また、紛争解決委員会の事務局の機能を整備すること。こと。また、紛争解決委員会の事務局の機能を整備すること。こと。また、紛争解決委員会の事務局の機能を整備すること。こと。また、紛争解決委員会の事務局の機能を整備すること。 こと。また、紛争解決委員会の事務局の機能を整備すること。 か、国民生活センターとの連携強化・情報共有により適切な対処を可能とし、相談員の増強、専門性の向上、待遇の改善、対処を可能とし、相談員の増強、専門性の向上、待遇の改善、対処を可能とし、相談員の増強、専門性の向上、待遇の改善、対処を可能とし、相談員の増強、専門性の向上、待遇の改善、対処を可能とし、相談員の増強、専門性の向上、待遇の改善、

とともに適切な施策を実施すること。

右決議する。